

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

新しい成年後見制度が発足して丸8年が経過しました。わが国では、今や世界に例をみない長寿国として、急速な高齢化に直面しており、この少子・高齢化社会に向けて、高齢者・障害者等社会的にも様々な支援を必要としている人が、今以上に増え、今後もその傾向が進むものといわれています。

こうした高齢者・障害者等の人々が、安心して生活することができる社会環境を創り、実践していくことが求められており、一方、高齢による痴呆等を原因として、保護を必要とする人々が、十分な意思決定や意思表示が出来ないために、財産や身体に対する侵害を受ける等の事例が社会現象として数多く報道され、重要な社会問題の一つであるといわれています。

そこで、我が国では、社会制度として対応していくため福祉分野では、介護保険制度が実施され、法律分野においては、成年後見関連法により、高齢者・障害者等の人々の権利擁護システムとしての成年後見制度が施行されています。

こうして誕生した、この「成年後見制度」は、憲法に定める基本的人権の擁護を念頭に置いて、高齢者をはじめ精神障害・知的障害等により判断能力の十分でない人たち（要保護者）の残存能力の活用を図りながら自己決定権の尊重と本人の保護を調和させていくことを制度の理念としています。

一方、判断能力が十分でない人たち（要保護者）を支援する後見人等に関しても我が国の成年後見制度利用者の中で、要介護者の親族が後見人等支援者になっているケースが大半で、要介護者の後見人等に親族がなるケースは我が国の成年後見制度の歴史や社会・経済情勢や国民意識から考えても至極妥当で、実情に沿ったものではないかと考えられるところです。

そこで、当法人においては、成年後見制度の要保護者やそれらを支援する親族後見人等の制度利用者らが理解しやすく、利用しやすい成年後見制度の普及に努め、利用者、利用予定者への利便とサービスを提供するため、成年後見制度に関心のある行政書士等有資格士業者並びに地方自治体をはじめ、福祉関係者・医療関係者等多方面の分野で活動する機関・団体・個人の人材ネットワークを構築して地域福祉の向上に資することを目的として、特定非営利活動法人「かしわざき成年後見センター」を設立するものであります。

## 2 申請に至るまでの経過

平成20年6月10日、新潟県行政書士会柏崎ブロック会員が参集して、「成年後見実務の今後について」と題した成年後見制度に関する研修会を開催しました。

この研修会の後、同ブロック会員の有志らにより、成年後見制度をより深く勉強するための勉強会（同年12月29日）やセミナー（同年11月30日）を開催する中で、地域福祉の向上に資するための成年後見制度の普及と制度利用の促進を図るには地域社会におけるネットワークの構築が不可欠であるとの意見の集約がなされ、ネットワーク構築を目指してのワーキングチームを発足させました。

そして、ワーキングチームでは、成年後見制度の普及と利用の促進を図るための活動の母体となる組織づくりの準備に着手し、平成20年6月10日以後毎月1回のペースによる成年後見勉強会を開催して、NPO法人設立を視野に入れた組織づくりの検討を進めてきました。

成年後見勉強会は、平成20年6月から21年1月までの間、勉強会参加メンバーによる講演会参加活動（2回）、地域活動参加（2回）成年後見に関する研修会への参加（3回）など、意欲的な活動を支援し、地域社会におけるネットワークづくりへの布石を図ってきました。一方、勉強会参加メンバーによる研修会は、延べ7回開催し、成年後見に関する実践活動の研修、ネットワーク構築のための方策や具体的な活動についての勉強の他、NPO法人の原始定款及び具体的な事業活動についての検討を重ねてきました。

よって、ここにNPO法人設立申請に至る経緯を報告する次第であります。

平成21年2月14日

特定非営利活動法人 かしわざき成年後見センター  
設立代表者 金子 昇

